

公益社団法人神奈川県病院協会賛助会員に関する規程

この規程は、公益社団法人神奈川県病院協会（以下「当協会」という。）の賛助会員について定める。

第1条 当協会の賛助会員は、当協会の目的及び事業に賛同し、その活動を支援する個人、法人又は団体であって、理事会において次の各号に該当すると認められたものとする。

- 1 当協会の事業活動等に対し、継続的に支援や協力等を行う意思を有する者
- 2 当協会の事業活動等に対し、特別な知識、技能、経験又は情報等を提供することにより貢献できると認められる者
- 3 当協会の事業活動等に対し、広報、普及、啓発等の活動を通じて協力できると認められる者
- 4 その他、理事会が本法人の目的達成及び事業推進に資すると認める者

第2条 賛助会員は、法令違反や公序良俗に反する活動をしてはならない。そうした事実が判明した場合は、当該賛助会員より事情等を聴取したうえで、必要な場合は理事会の承認をもって退会を求めることができる。

第3条 賛助会員の加入に当たり、同じ業種の賛助会員が既に加している場合は原則として、先行する賛助会員の同意がある場合、理事会の承認をもって加入することができる。

第4条 賛助会員の会費は、年度途中の加入又は退会に際しても、入会金及び会費規程に定める年額の会費を支払うものとする。

附則 この規程の施行年月日は、2025 年 6 月 1 日とする。